

大阪商業大学学術情報リポジトリ

会津地方における悪貨及び贋金問題 一幕末維新时期
を中心としてー

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪商業大学商経学会 公開日: 2020-05-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田崎, 公司, TASAKI, Kimitsukasa メールアドレス: 所属:
URL	https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/898

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



会津地方における悪貨及び贋金問題

— 幕末維新期を中心として —

はじめに

第一章 元禄期の贋金贋札問題

- 1 元禄四年正月 古銭掘出し一件の決着
- 2 元禄十四年三月 贋札取締りの触れ

第二章 会津藩の貨幣政策

- 1 幕末会津藩の鑄銭に関する記録
- 2 会津戦争による悪貨乱造
- 3 上野尻埋蔵金伝説

第三章 会津戦争終結後の貨幣制度改革

- 1 在地への貨幣及び紙幣改革布告
- 2 悪貨から贋金の鑄造

第四章 贋金鑄造事件

- 1 不平士族を中心とする贋金造り
 - 2 他所の商人を中心とする贋金造り
- むすびにかえて

田
崎
公
司

はじめに

平成三〇(二〇一八)年は、明治改元より百五十年にあたる年であった。政府や自治体主導の「明治維新百五十年記念」事業や「朝敵」として不名誉な歴史的評価を被った奥羽越列藩同盟の地域での「戊辰百五十年」事業など、本来の国家意識または認識を見直すというよりも、関係自治体の観光事業への熱心な取組みが記憶に残る年であった。

歴史学の分野では様々な学会がシンポジウムや出版事業に総力を費やし、その成果は雑誌や新聞を通じて社会に還元された¹⁾。その一方で明治維新百五十年関連出版は、ある意味で国際的国内的状況を反映してか「陰謀史観」とも受け取られる書籍が次々と上梓される状況がつついている。それは動画の普及とも結びつき歴史学会の活動以上の発信力を有しているようである。

筆者は、近世領主による封建支配から御一新の時代へと移行する間隙の混乱のさなか、その立場において人びとの思惑や行動は様ざまであり、叡智と奸智、前進と後退が目まぐるしく展開する時代だと考え、フィールドとしてきた福島県会津地方で研究を進めてきた。会津地方は、最大の「朝敵」とされた会津藩がかつて支配し、現在、「戊辰百五十年」事業に最も力を入れた福島県が管轄する地域でもある。

会津地方の幕末維新史については、そのスタンスに対する「怨念史学」や「観光史学」という批判が存在する。筆者は、その評価のすべてに反駁する意図や能力は持たないものの、その目線の高さには若干の違和感を持つ。徹底的に地域に内在した研究を進めることで、筆者の違和感が正しいものだったのかどうかを検討したい。

本稿では、幕末維新期の会津の歴史の歴史の中で、「暗部」とされ、語られることが少なかった「贋金造り」問題²⁾に焦点をあて、過度に美化される会津の悲劇ではない、地域に密着した歴史について叙述するものである。

【写真】会津の「二分判金」(裏表)



兵庫県尼崎市・野澤九八郎家所蔵。今城友寿氏撮影。

この分野においては、牧野登氏^⑤と川口芳昭氏^⑥の研究が存在する。本稿では、牧野・川口両氏の研究と「維新百五十年」新聞掲載を通じて、この問題を検討された論稿、何よりも会津地方で発刊された自治体史の成果を活用し、この問題に取り組むことを課題とする。

第一章 元禄期の贋金贋札問題

1 元禄四年正月 古銭掘出し一件の決着

まず初めに地域の人びとが貨幣や紙幣について、いかなる感覚を持っていたのか、またどのように向かい合っていたのかについて、偶然に掘出された古銭〈永楽通宝〉への諸対応についてみてみよう。

一、野沢本町村百姓市十郎譜代下人市蔵ト申者年十八ニ相成節九年亥(天和三年(一六八三)年)四月十二日主人田方古町ト申様ニ御座候由田方打ニ参リナヒ申候様ニ錢少シ掘出シ候ニ付段々掘候得ハ三尺程度迄ニ古銭六貫五百文余掘出シ、錢底ニカタマリ居候マゲ物様成ル箸物ニ入置候躰ニ見候得共其形計ニ御座候□□古銭永楽錢計ニ而新銭ハ老銭モ無御座候。右掘出候次第御届申上候得ハ御吟味所ニ差出様被仰付、右古銭之内欠不申錢三貫五百文差上候同年五月始ニ主人市十郎被召出右三貫五百文之内ヨリ、タシカ成ル古銭拾八文新銭ニ而御返シ成サレ其節之御代官高橋又左衛門殿申サレ候ニハ田主市十郎ニ候得共数年田ヲ打候得共見付不申所碑此度下男市蔵掘出候間市蔵ニ取セル様ニト抑ツケラレ候。依テ三貫五百文余市蔵ニ取ラセ候
未(元禄四(一六九一)年)正月十五日

野沢郷頭 文五郎^⑦

天和三年(一六八三)五月十六日、会津藩野沢組野沢本町村(石田)市十郎(友治)の譜代市蔵十八歳が、宿場町として野沢原町村側に移設したのちに空地となった古町の田圃を耕作中に古銭六貫五百文を掘出し、市十郎が腐朽していない三貫五百文を、野沢内郷組郷頭(五十嵐)文五郎(俊政)に吟味して届け、さらに野沢代官・高橋又左衛門に届けて、八年後の元禄四(一六九一)年正月十五日に市十郎へ三貫五百文を与えたことが新たに野沢代官となった武井清兵衛に報告された。天和三年は、五十嵐文五郎が慶徳組郷頭から初代会津藩主・保科正之によって野沢内郷組郷頭に抜擢された同じ年にあたる。五十嵐文五郎の慎重で丁寧な対応が想像される。また市十郎も二代前の豊臣方大坂降人・石

田與一左衛門重友が野沢郷に移り住んだ子孫だとされ、不審を招く石田姓を石川姓に改姓している。八年も要した古銭掘出し一件は、五十嵐・石川両家の信頼獲得に十分に機能する。

2 元禄十四年三月 贋札取締りの触れ

つづいては元禄十四年(一七〇一)三月二十三日に発布された贋札取締りである。この触れは全文七ヶ条にわたって記されているが、ここでは抜粋した形で掲げてみよう。

一、野沢市上にて怪敷札持参候者これ有りに候に付き、紙売り払ず候由。自今以後左様の怪敷札持参候者へ通じ捕え申出で、其の筋に於いて吟味仕る可く候。其趣御家中ならびに御奉公人、町・郷村へ残らずこれを触れ相守り候様。附、似せ札つかい候者召捕之候か又は其の支配へ内通致し、召捕らせ候者には御褒美御吟味の上、下さるべく候。

一、且つ又、野沢郷頭(長谷川久七)元へ怪敷札一枚受取置き候由、これまた吟味成さざる義には何程取込の節にても、一村々の肝煎念入に改め、納め候様仕り、郷頭方へ取集め納め候節は郷頭入念に改め納め候様に仕り候はゞ、紛れこれ有り間敷義に候。不気味にて似札納め候はゞ、其の者の損失納め候者知れず候はゞ、其の村の肝煎損失。郷頭方にて取納め候由にこれ有り、何方より来候も知れず候はゞ、郷頭損失³⁾。

元禄十四年になると、野沢原町宿の発展と馬次役の野沢本町村における宿駅化の流れのなかで、「怪敷札」すなわち贋札の使用が顕著になってきた。使用者の捕縛と懸賞金の呈し、何よりも信頼される紙幣流通が地域の利益にかなうことを力説している。

しかしこの地方は、出ヶ原紙(大障子・小障子・目録/利田・出ヶ原・牧・堀越・芹沼・上野尻各村、中判/本名・縄沢・程窪・泥浮山・長桜・牛尾・中野各村)、夏井紙(小鼻紙/夏井・塩坪両村)の産地になっており、これらの紙は藩主御用の紙、役所用の紙の製造、家中用の紙、会津産の杉原紙として生産されている⁴⁾。また有力な紙問屋として、野沢原町村の肥野屋(清野)彦次郎、野沢本町村の地紙屋(鈴木)弥七他があり、版木技術や印刷技術の高度化により、贋札の取締りは、いちごっここの様相を呈していたのである。すなわち、わずか十年で貨幣や紙幣に対するモラルは大きく変わっていったといえよう。

第二章 会津藩の貨幣政策

1 幕末会津藩の鑄錢に関する記録

この章では会津藩(領国・江戸屋敷・預かり地)における貨幣鑄造の記録を知りえるだけ掲げてみよう。

文久三年(一八六三) 会津藩、鑄錢の計画をたて試錢する(唐銅四文錢、唐銅当百文錢、銀含白銅当二百錢)。

慶応二年(一八六六) 会津藩、寛永通宝鉄四文錢を鑄造した。このころ会津・江戸深川下屋敷で天保通宝当百文錢を密造する。

慶応三年(一八六七) 会津藩、銀判を試鑄した(一兩通、二分、一分)。

慶応四年三月 「金座、銀座、錢座相始り、若松ニテ御吹立ニ相成り候尊ニ候。但シ西御丸御蠟藏ニ候」。

同年五月 「古金銀御入用之レ有リ候間、左ノ割合以テ兩替取り計ライ申シ候間、大町一ノ町壺屋権右衛門ト申ス者方へ差出シ兩替致シ候様御指図ニ候間、在方一統へ御役場ヨリ御触渡シ下サレタク、御通達申シ上ゲ候」。以上^⑩

五月二十九日 西御丸 金銀役場

一 草文小判 一枚 四兩一分

一 同 一分 一枚 一兩貳朱

一 真文 二分 一枚 貳兩貳朱

一 草文 二分 一枚 貳兩一朱

右仮値段

一 天保貳朱金 百兩ニ付二百四十兩

一 安政二分 百兩ニ付百五十兩

一 古一分銀 一分三三三文

資料中にある「草文」とは文政年間改鑄の貨幣、「真文」とは元文年間改彫の貨幣のことである。幕府の発行した金銀貨幣と形は同じでも

質の悪いものに改鑄し、その素材として現在通用している各自の所持する小判や一分金、二分金、あるいは一分銀等を買ひ上げるとしたもので、引き換え金額をあげている。またこのように鑄造された会津の貨幣は以下のように呼ばれていた。^⑩

〔会津錢〕 会津藩が造った貨幣。慶応二年(一八六六)に会津藩江戸下屋敷で寛永通宝を造った。種錢職人・田中岩市の証言によれば、背(裏面)に「ノ」の文字のあるのが会津錢で、天保通宝(会津天保)の密鑄も行われたという。他に、唐銅四文錢、唐銅百文錢、銀含白銅二百文錢の鑄銀計画が立てられ、文久三年(一八六三)に籬台輔が会津藩に鑄錢仕法書を提出している。

〔御城判〕 幕末から明治初期に会津では二分金、二朱金、一分銀、一朱銀の贋造鑄貨が大量に出回った。このなかで若松城内で造ったと思われるものをお城判という。製作は城郭内か城下か判断できない。銅や真鍮に金メッキした二分金と、劣位の銀のものや銀を含まない一分銀が多く見られた。

〔若松銀判〕 表面に若松の図があり会津銀判とも呼ばれる。会津の彫金師・加藤宗周が慶応三年(一八六七)に製作、一分、二分、一兩通の三種がある。これに関する記録がないために、製造動機は賞賜用とか彫金師の玩弄説など様ざまだが、銀判の精巧さ、存在数量からみて、通用のための試作品と推定される。

また紙幣についても会津藩藩札があり、播州加東郡通用で裏面に「会津」とあつて幕末製と推定される。会津銀板の二分銀は幕府鑄造分がなかったため、広く定位貨幣として流通していたといわれている。

2 会津戦争による悪貨乱造

会津藩の悪貨鑄造の事情について、最も有名な資料は以下のものであり、あらゆる研究の出発点にされている。

「我が藩(会津藩…引用者)は六年間京都の守護に国力を消耗し財政の窮乏甚だしきを以て、愈々西軍来り迫り之と對抗するに当り其の軍費を支弁する為め新に財源を看出さざるべからざるの必要に迫れり、是より先き我が藩京都守護の際藩費の不足補充の用に供せんが為め金銀貨鑄造の特許を幕府に請願し閣老の允下証を下付せられたるも未だ実行に至らざりき、是に於て若年寄山川大藏 後家老 は此の特許に基き通貨を鑄造せんことを藩に建議して容れられ、奉行海老名郡治 後家老 と共に之を担任し、先づ公命を以て藩士をして任意に金銀裝飾品を納めしめたるが、到底其の原料に充つるに足らざれば更に庶民又は領地外より金銀を買収して其の原料に供せり、元來通貨の鑄造は金山奉行の職掌に属すれども、当時若松市中金工にして此の事を伝聞し其の鑄造を出願したる者あり、因つて其の中より選抜して特に之を許可し、城

中西出丸に鑄造所を設け該金工等をして二分金及び其の他を鑄造せしめ、其の鑄造高の二分の一を上納せしめたるが、上納額六十万兩に達し大いに守城前後の金融を円滑ならしむることを得たり、開城後通貨偽造の罪を以て政府より処罰せられたる者ありと雖も、此等は城中鑄造以外の犯徒にして、城中に於て鑄造に従事せし者は幕府の特許に基きたるものなれば固より法に問はることなかりしなり。海老名郡治談 櫻山集¹⁵⁾。

何よりも貨幣鑄造の正当性が語られている。それは会津藩が存続していた期間であれば不問に付されるものであったのだろう。幕末の会津藩は京都守護職などで出費が嵩み、藩財政が窮乏する。幕府からの支給は守られず出費が嵩み、その一方で蝦夷地警護・三浦半島警護などの任務が重なる。そこで、悪貨造りが幕府の許しを得たとして始まるのである。

前節で述べたように、文久三年(一八六三)・慶応三年(一八六七)・慶応四・明治元年(一八六八)にかけて会津藩では江戸深川下屋敷・若松城内西御丸蠟藏に鑄造所を設け密造を行い、百二十万兩を鑄造し。半分とされた上納額は六十万兩に達し藩財政の窮迫をカンフル剂的に役だったのである。¹⁶⁾

3 上野尻埋藏金伝説

戊辰戦争がはじまったころ、肝煎石本太十郎他の上野尻村の村方役人に若松から大変なものが運び込まれるらしいという噂が流れた。会津戦争が勃発すると、山川大藏(のちに山川浩と改名)は鶴ヶ城内で鑄造された金貨他を運び出して新潟湊で鉄砲の調達と他藩への協力依頼に充てようとした。しかし米沢街道塩川宿に設置された塩川川湊から阿賀川を下り上野尻村の中島(川湊)から越後街道への陸送へ切り替えようとしたところ、西軍(官軍)が迫ってきたという情報が入り、同村の諏訪神社の床下に埋め、さらに近くの西光寺の墓地裏の山中に埋め直したといわれる。¹⁵⁾この金貨は、戊辰戦争が終了してから全て新潟湊から久保田(秋田)湊に運ばれ、その後、病院の建設や薬の購入などに役立つたといわれている。¹⁶⁾

また他の資料では、鑄造された貨幣は鶴ヶ城の開城の際、存在しなかったことより、八月二十六日には、家老西郷頼母が前藩主松平容保からの密命を受けて運び出し、二十七日に白虎隊士中二番隊長日向内記の関係者が、越後街道高久宿から舟で上野尻村へ運んで埋めたとされている。¹⁷⁾この埋藏金については、坂田佑氏の回顧に、明治時代に貨幣を新潟湊から秋田湊に運び、青森県の斗南藩へ持っていったと聞いたとされている。¹⁸⁾いずれにせよ関係者となった石本太十郎は、のちに述べるよう野沢徒刑屯所(囲場)に収監されることになる。

第三章 会津戦争終結後の貨幣制度改革

1 在地への貨幣及び紙幣改革布告

会津戦争が終結すると新政府は、末端役所である野沢民政局より上野尻・下野尻・徳沢各村宛に皇国一円金札通用の布告⁽¹⁹⁾を発し、つづいて明治二年二月十六日に同じく野沢民政局から正金と金札の対価に関する通達⁽²⁰⁾が出される。

覚

- 一 正金百両二付 金札百廿五両替
- 一 同 壹両二付 同 壹両壹分替
- 一 同 壹分壹朱 同 壹分壹朱（ママ）
- 一 同 壹朱二付 同 壹朱ト銀九分四厘
- 一 金札百両二付 正金八拾両替
- 一 壹両二付 同 三分銀三替
- 一 壹分二付 同 三朱銀七分五厘
- 一 壹朱二付 銀三匁替
- 一 錢割拾貫文⁽²¹⁾

ここに登場した金札とは、まずは太政官札であり、明治政府によって慶応四年五月から明治二年五月まで発行された政府紙幣（不換紙幣）である。次に民部省札は、明治二年十一月から翌年にかけて明治政府の民部省によって発行された政府紙幣（不換紙幣）であり、太政官によって発行された太政官札の補完の役割を果たした。しかし、すぐさま太政官札の贋札が密造される有様であった。これは新政府の財政を根底から揺さぶるものであったので厳しい取締が行われる。そこで若松県が布達した贋金に関する布令⁽²²⁾が出される。

金札通用触達書

贋金取扱工兼テ厳シク仰セ出サレ候処。一ト方難洪今日ノ勢ニ指シ迫リ嘆カワ敷キ次第第二付テハ、是迄所持ノ贋金一村ヲ限り、惣員数取り糺シ、来ル九月晦日迄相違無く届出ルベキ旨申シ付ケ候条、其ノ組下村々小前迄洩レ無ク触レ達スベキ者也

巳八月

若松県^①

小田付組郷頭へ

御布告書写

悪金ノ儀ハ兼テ御布告ノ通り、府藩県ニテ取調べ十月中申出ルベク筈ノ処、此ノ度引替エノ道立タテサセラレ、銀台ノ分ハ格別ノ訳ヲ以テ、百兩ニ付先金札三十兩御引替エ成シ下サレ、追テ総員数銘々持分等巨細御数調べノ上、猶御詮議ノ品モ之レ有ルベク候条、御趣意ノ程厚ク相心得申スベク候、自然蓄置キ又ハ姦曲ノ所業致シ候者之レ有ルニ於テハ、当人ハ勿論、地方官ノ落度タルベク候条、其ノ意ヲ得早々取調べ、別紙最寄分ノ通大藏省並ニ京都大坂同省出張所エ申シ出ルベク候事、

但 代リ金札凡ソノ見込ヲ以テ府藩県御渡シ相成ルベク、尤モ引替エノ儀当年限りニ候条、受取りノ者早々差出スベキ事、

巳十月

太政官

性合宜シカラザル金子所持ノ面々、十月限り取調書出シ候様、先般申達シ置キ候処、此ノ度御引替エノ道立テセラレ、別紙ノ通御布告相成り候ニ付テハ有り難キ御趣意ヲ弁エ、戸前末々迄持高明細取調べ、来ル三十日迄差出スベシ、万一心得違エノ者之アリ、取調べ落子等ヲ唱エ、後日申入レ候事ニテハ、聞届ケ難ク以テノ外ノ事ニ候、御布告ノ趣深く感戴奉リ、戸前末々迄洩レナク申シ聞カセ、早々取調べ日限遅滞ナク差出スベキ者也、

巳十一月

若松県^①小田付組郷頭江^②

このように賈金で賑わう地域について苦々しく思う新政府は、罰則の基準を強めていくのである。

厳しい賈札取締りがつづくなか、この時期に上野尻村肝煎・石本太郎は埋藏金隠匿を問題視され、岩原伴九郎が御囲方を務める野沢徒刑屯所に閉居させられている^③。また野沢原町村でも入牢者に関する資料がみられるが、こちらの方は、のちに述べる賈金づくりに関わる収監だと考えられる^④。

記

- 一 永九百六拾文 野沢〈原町〉村 〈鈴木〉三郎右衛門
- 一 金壹分

永七拾文 野沢〈原町〉村 〈齋藤〉兵太郎

右式人共病中藥代五十日之内は其村方賄ニ被仰付候ニ付取立、手元へ可被廻旨津川庁取次所より申來候間、早々取立可被相納候事

閏十月十六日 大肝煎元

齋藤兵治〈次〉殿

丹藤利八郎殿

しかし収監された人物は、野沢宿商人組頭の鈴木三郎衛門と野沢原町村北分肝煎・齋藤兵次の分家・齋藤兵太郎であり、村内上層の者たちである。彼らが実際に贋金造りに手を染めていたのか否かについては判断のしようがない。

つづく明治四年十二月に太政官から新貨と旧貨の交換比率及び新紙幣の発行の布告が以下のようなことになる。

新貨并金札之比較

新貨 壹円 金札壹兩ニ当ル

新貨 五十錢 金札貳分ニ当ル

新貨 貳十五錢 金札壹分ニ当ル

新貨 貳錢五 金札二朱ニ当ル

新貨 六錢貳厘五 金札一朱ニ当ル

旧銅貨品

天保通宝 八厘錢とし百二十五枚で一円とし、六十二枚と二厘錢二枚で五十錢とする。

寛永通宝青波錢 二厘錢とし五百枚で一円とし、二百五十枚で五十錢とする。

文久永宝波錢 六百六拾七枚で一円とし、三百三十四枚で五十錢とする。

寛永通宝耳白錢その他 千枚で一円とし、五百枚で五十錢とする。⁽²⁸⁾

【表1】 府藩県別贋金引換え額

単位：両・%

府県名	若松県	伊那県	新潟県	柏崎県	岩鼻県	東京府	酒田県
贋金額	177,858	87,490	39,113	33,956	33,514	30,616	24,947
引換金札額	53,357	26,247	11,733	10,187	10,054	9,184	7,484
引換比率	30.0	30.0	30.0	29.6	29.6	30.0	30.0

藩県名	盛岡県	名古屋藩	松代藩	上田藩	高田藩	信濃飯田藩	松本藩
贋金額	20,929	133,593	72,840	59,786	57,919	57,613	51,274
引換金札額	6,278	40,079	21,852	17,935	17,370	17,283	15,382
引換比率	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0

藩名	岡崎県	仙台藩	久保田藩	その他	計	京都取扱分	合計
贋金額	27,593	24,746	23,743	207,014	1,158,348	238,448	1,396,797
引換金札額	8,273	7,423	7,123	49,202	346,451	70,733	417,184
引換比率	30.0	30.0	30.0	23.8	29.9	29.7	29.9

【出典】松尾正人「明治初年の贋悪貨幣問題と新政府」『中央大学大学院研究年報』（第6号、1977年）より作成。

すなわち新貨条例は、日本の貨幣単位として圓（円）・銭・厘を正式採用したものである。

翌五年一月には太政官并民部省発行の金札が粗製品であることより、前年十二月廿七日の布告にあった新紙幣発行が太政官より若松県庁や若松郷会所に伝えられ、当番大年寄や大肝煎に伝達される。⁽²⁸⁾ すなわち、この金札が明治通宝の発行であり、雑多な旧紙幣の回収も進められた。同年、紙幣寮の頭に渋沢栄一が就任し、太政官正院印書局が創設された。別名としてゲルマン札と呼ばれた紙幣である。

2 悪貨から贋金の鑄造

明治二年六月に岩代国巡察使四條隆平に付属する判事として若松に着任した旧館林藩士である岡谷繁実は着任するとすぐに城下の報告を行っている。すなわち、「名伏すべからざる話で、第一に本当の金と云うものは一つもない、残らず贋金」で、「会津の贋金を拵へた者を斬れば会津の者は残らず斬らねばならぬ」「一番困ったは贋金でございました」。さらに近在に潜伏していた旧会津藩脱走兵による暗殺が横行し、奥羽越列藩同盟の裏切り者とされた旧米沢藩兵が狙われたという。⁽²⁹⁾ それ以上に現地の巡察使は抱えていた問題は、贋金造りである。

【表1】にみられるように、名古屋藩・伊那県・松代藩などをはじめ悪貨贋金貨幣が全国に横行していたが、その最大の巢窟とみられていたのが会津であり、「若松県下方数十里間一円贋金格製造場ニテ其筋関係セザル者殆稀也」⁽³⁰⁾、「昨年夏以来召捕、獄ニ繋グ者并悔悟自訴スル者千弍百余名」と報告されていた。会津戦争がもたらした経済的疲弊が最大の要因であった。⁽³⁰⁾ 戦後の困窮の最中、新政府に反感を抱く旧藩士たちが流通の攪乱を狙い、政府転覆を企図して一般農民や鍛冶職人らと共謀

【表2】 流刑以上の贋造処罰者

単位：人

出身郡	会津	耶麻	河沼	大沼	北会津	安積	蒲原	安達	不明	計
明治3年	30	28	16	6	0	1	16	0	3	100
明治4年	1	2	1	10	0	5	0	1	0	20
明治5年	2	2	0	1	0	0	0	0	0	5
計	33	32	17	17	0	6	16	1	0	125

【出典】『旧若松県 政治部・刑』 国立公文書館及び福島県立図書館蔵より作成。

【表3】 若松県下の流刑以上の処罰者

単位：人

出身郡 年	梟首	絞罪	斬罪	流罪	不明	計
明治3年	14(5)	1	49(45)	58(49)	1(1)	123(100)
明治4年	0	6(1)	17(8)	25(11)	0	48(20)
明治5年	0	0	2(2)	7(3)	0	9(5)
明治6年	0	1	1	4(1)	0	6(1)
計	14(5)	8(1)	69(55)	94(64)	1(1)	185(126)

【出典】 同上『旧若松県 政治部・刑』。

() 内は、贋金偽造行使関係者。

【表4】 贋造処罰者の身分別

単位：人

身分 年	武士	農民	商人	その他	計
明治3年	5	52	38	5	100
明治4年	2	18	0	0	20
明治5年	0	3	2	0	5
計	7	73	40	5	125

【出典】 同上『旧若松県 政治部・刑』。

し、ヤーヤー一揆の騒擾などの治安の乱れに便乗し、当局の監視が及ばない各所の山中で容易に贋金作りができた。またこれを目当てに近隣諸国の商人が入り込み、当時の若松は「売婦式千人、一夜の遊びに一円半より減せず」という。嗚呼盛也^①という異常な賑わいであったといわれる。

明治二年十月にいたって新政府は、銀台の悪貨・贋金百両につき金札三十両（三十パーセント）と引き換えることとして、贋金製造者に嚴罰をもって臨み、三年四月には前年五月の箱館戦争終結を区切りとして、それ以前の行使を赦免する旨を傳達した。

明治三年の一年間における若松県下の贋金関係処罰者は、【表2】～【表4】で示したように、梟首五人・斬罪四十五人・流罪四十九人・不明（獄死か）一人計百人であり、内訳は武士五人・農民五十二人・商人三十八人・他五人（宗教者か）に達し、その後減少している^②。

若松県下の贋金引き換えは明治三年七月

もになされたが、その総額は十七万七千八百五十八両(引換金札額五万三千三百五十七両)に及び、全国でも最大の額であった【表1】。
 贋金の取締りに関係し、明治元年秋、若松県民政局監察方であった久保村文四郎(旧福井藩士)が、旧会津藩士の伴百悦・高津平蔵らによつて旧藩領内の野沢組東松峠の登り口で殺害された東松事件が起きている。

第四章 贋金鑄造事件

1 不平士族を中心とする贋金造り

この章では、会津戦争後、不平士族と農民・鍛冶職人によつて引き起こされた贋金鑄造事件について述べていく。これは河沼郡笈川組で勃発した会津ヤーヤー一揆(世直し一揆)で発覚した士族を巻き込んだ大事件である。一揆の巨魁とされた(古川)藤吉の処刑と東松事件が何らかの関係性をもつて記されている。⁽³⁴⁾

若松民政局で贋金造りの者に対する弾獄方を勤めていた久保村文四郎殺害事件は、あまりに謎の多い事件である。旧会津藩士伴百悦・高津平蔵引き起こされ、伴は明治六年(越後国)新津近くの慶雲庵という寺院で捕まえられる前に自決し、高津はのち明治九年の思案橋事件に関係して処刑された。しかし『旧若松県史稿』はこの事件の意外な背景を伝えている。

元会津藩菅友弥(元会津藩石塚競)

右之者儀、抗官軍、若松城落城後、当時死亡亡金(兼)子近左衛門申付ヲ請、贋金製造所見張ニ罷越、其上沓(履)形村名主(青木)作(伊)左衛門儀旧主婦城歎願方相拒ム。迎、右近左衛門并当時行衛(方)不知五十嵐茂十ヨリ申含ヲ受ケ、当時死亡石川尚記俱々左衛門ヲ誘ヒ出シ、於途中、近左衛門外二人ニテ及殺害、又ハ坂下村総吉義、品々非道ノ所業有之説論ヲ誘ヒ出シ、於途中、近左衛門外二人ニテ及殺害、又ハ坂下村総吉義、品々非道ノ所業有之説論ヲ加ヘ改心不致ハ可討果トノ議ニ同意、意二茂十殺害イタシ候次第ニ立至リ。

剩ヘ元若松民政局監察方久保山村文四郎儀旧主家恢復種々差妨々茂十其外ノ者共一同文四郎帰国途中ニ於テ殺害イタシ候。⁽³⁵⁾
 すなわち、元勝常村肝煎の兼子近左衛門(勝之助)・元上茅津村(河沼郡牛沢組)五十嵐茂十が中心となり、旧藩主旧領地回復運動を展開しており、資金調達のため高久組の「瀬川橋本」に贋金製造所を設けていた。この運動を進めるうえで、旧会津藩士友弥石塚競等とともに反

対(消極)派である履形村(河沼郡青津組)名主青木伊左衛門や「非道ノ所業」を改心しない坂下村(河沼郡坂下組)総吉に「制裁」を加えたとされるのである。明治二年に頻発する郷頭・肝煎襲撃事件の一端が、この旧藩主旧領地恢復運動のなかで起こされたものであると推測される。その運動の過程で、「元若松民政政局監察方久保山村文四郎儀旧主家恢復種々差妨々茂十其外ノ者共一同文四郎帰国途中ニ於テ殺害イタシ候」という東松事件が引き起こされる。明治初年に引き起こされる郷頭・肝煎襲撃事件の一端が、これに関わり、従来謎とされてきた明治二年の吉田組郷頭家の宮城如山(季吉)・志加夫妻の殺害事件も、この事件の一旦であったことは想像に難くない。この事件のパターンでは沢山の死刑者をだしている。

2 他所の商人を中心とする贋金造り

次の資料は、贋金造り幫助者への処罰伺いとして、かなりの地域の農民を巻き込んだ事件である。事件の発覚は、明治三年二月に贋金造りの犯人の幫助をした件で四人の村人と二人の関係村の肝煎が若松県庁役所に自訴状を提出したことである。何よりも最初に書かれた控の自訴状を掲げてみよう。

「乍恐以書附以自訴候 扣

私共儀、去ル巳四月十三日晚小土山村親類悦治与申者宅ニ而仏事之使致呉御候二付き、久七・市郎(一郎)・定吉三人ニ而参り居申候夕、越後白根町平治与申者泊り、其夜右平治与申者、私共三人一間ニ招キ申候ニは、私義贋金職人ニ御座候間、依而御頼申上、元悦治殿江も御断申上置候処、日数十日計之間泥浮与申所ニ而事故候間、就而ハ米味噌入用の品々仕送致呉候様申、世話致呉ハ、出来金を以一日式つ、外二三拾兩ヅ、手当差出し候間世話致呉候様申、難洪私共ニ御座候得は仲間談事の上世話致し候間、私共米壹斗、味噌壹貫匁、酒三升、紙壹状、炭拾貫百匁壹俵、五品三人ニ而相送り申候、然は右平治義十八日夜出来金不残致持参、退申候、何れへ参り候哉行衛(方)相分不申候、右二付而ハ仕送り代金并出来之贋金一金も請取不申候得共、御大禁ヲ犯シ悪行之者江同意仕候段重々奉恐入候、依之乍恐有躰自訴奉歎願候、御所当被、仰付可被下置候、以上

午二月 若松県御役所

大谷組小清水分 市郎 野沢組塩坪村 定吉 大谷組小清水分 久七

野沢組塩坪村定吉の押印された自訴状では、姿を消した平治を「其翌(十九)日所々相尋申候得共」と切羽詰まった状況も記され、「鍋与

米一升計り残し」姿を消した平治に対するやるせない気持ち語っている。この自訴状は、小清水分肝煎の〈長谷沼〉権三郎^⑤と主犯ともいえる小土山村の悦治、同村の肝煎を務める三郎右衛門(中山村からの越肝煎か)・地首の市二郎の代印・老百姓の佐左衛門の代印が付されている。

本来は、本村高目村肝煎であるはずの権三郎の聞き取りによれば、悦治の自訴状は明治三年正月二十八日に出され、二月朔日から関係者相談の上、四日には野沢民政局から上級役所である津川庁に伺い、若松県の役所に自訴状を提出している。これに対して、若松県刑法局は五月廿五日朝に定吉・悦治・市郎・久七を出頭させるように各村役人に出頭札状を出している。また贋金製造の場所が、吉田組平明村泥浮分のことなのか村東二十町余りにある泥浮山中のことなのかについては、若松県御役所への自訴状では泥浮山のことだとしている。鍛冶職人や一般農民が山の中などに隠れて密造をつづけることは各地でみられる光景であったのである。

この事件の決着がどのようになされたのかは史料的には不明であるが、〈長谷沼〉久七は小清水分の肝煎に復役するとともに周辺地域の有力者として活動をつづけ、家業の酒造業(銘柄『笹の川』)も盛んに行っている。

むすびにかえて

既述したように、明治二年二月の『公文録 若松県』において、「若松県下方数十里、一円贋金楮製造所ニテ其ノ筋ニ関係セザル者殆ド稀也、(中略)太政官御一新前ノ金ヲ徳川吹、御一新後ノ金ヲ太政官吹、土地ニテ偽造シタル金ヲ御城吹ト唱フ。只其ノ名異ナルノミニテ真贋差別ナク融通ス。斯レバ好民争テカ手ヲ出サザルベキ、忽チ蔵意主謀ト成リ随従与党ト成リテ専ラ是ヲ贋造シ非常ノ大利ヲ盗ム(後略)」と記されている。

会津戦争の泥沼化が鶴ヶ城内での悪貨鑄造を否応なく必然化させ、会津藩の敗北はそこに集った鍛冶職人や農民・商人をして贋金鑄造という選択肢を採用させていく。しかしそれは新政府にとって犯罪であっても、当事者にはその自覚に乏しいものであった。貨幣・紙幣は流通すれば良いものであった。しかし新政府は様々な罰則を設けることにより、贋金造りが厳罰に処せられる罪であることを自覚させていく。のちに自由民権リーダーとなる河野広中は、若松県の捕亡方吏員として、これをめぐって寛大な処分を主張し、厳格な処分を進める上司と対立し、明治三年六月に依願免職となる^⑥。

会津藩の瓦解後にヤーヤー一揆(世直し一揆)が勃発して無政府状態となった会津地方では、戊辰戦後の経済不況や生活苦から多くの人が

ちが悪貨および贋金造りに手を染め、または力を貸した。その動きは、旧会津藩士の士族反乱的な動き（東松事件から思案橋事件）と絞交錯しながら、旧村役人層の動き（旧領地恢復運動）が、自由民権を選択していくのである。何よりも複雑な人間関係と政府の政策が生み出す新時代の流れに感情的に棹さすことなく、多角的な視点をもって、この時期を検討していきたいと考える。筆者の次の課題の一つは士族反乱と自由民権との関わりに注目することである。そして大胆に、しかしながら確固とした実証にもとづくことはいうまでもない。

【付記】 本稿執筆に際して、故牧野登・故川口芳昭両氏及び垣本楓香さんにお世話になりました。末尾ながら感謝いたします。

【註】

- (1) 代表的には、日本史研究会・歴史科学協議会・歴史学研究会・歴史教育者協議会『創られた明治、創られる明治——明治一五〇年』が問いかけるもの——岩波書店、二〇一八年を参照のこと。
- (2) 拙稿「明治初年の豪農層」(アジア民衆史研究会『東アジアの近代移行と民衆』第三集、一九九七年)、同「戊辰から民権へ——会津地方の明治維新——」(『歴史評論』第五八九号、一九九九年)、同「明治初年の民衆運動——会津地方笈川組を事例として——」(新井勝紘編『民衆運動史4近代以降期の民衆像』青木書店、二〇〇〇年)を参照のこと。
- (3) 例えば、田中悟『会津という神話——二つの戦後』をめぐる〈死者の政治学〉——ミネルヴァ書房、二〇一〇年。
- (4) 若松県における贋金造りに関しては、消極的ながら会津若松史出版委員会編『会津若松史 第6巻』(会津若松市、一九六六年)、会津若松市史研究会編『会津若松市史8』(会津若松市、二〇〇六年)に記載がある。
- (5) 牧野登『会津人が書けなかった会津戦争——会津への手紙——』歴史春秋出版、一九九七年。
- (6) 川口芳昭『あいづ 小史点描』おもんはん社、二〇〇七年。
- (7) 『石川家一族壺号表』福島県西会津町野沢本町・石川直英家文書。
- (8) 『旧記』福島県西会津町上原、長谷川俊三家文書。
- (9) 『貞享二年八月 百姓民間営風俗改書上志誌』(『西会津町』西会津町教育委員会、一九五六年)所収。

- (10) 芳賀達雄「旧会津藩の金、銭札(一)〜(五)」『岩磐史談』(第五号、一九三六年三月。第七号、同年五月。第八号、同年六月。第十一号、同年九月。第十二号、同年十二月) 及び鈴木正敏編『会津貨幣史年表』会津古泉会、一九七一年。
- (11) 『内田一覽』(耶麻郡五目組宇津野村肝煎・木村権右衛門家文書、喜多方市立図書館蔵)。
- (12) 鈴木正敏「会津銭」他(会津事典編纂会『会津大事典』国書刊行会、一九八五年、一七・二四・四八七・六一九頁)。
- (13) 山川健次郎監・会津戊辰戦史編纂会編『会津戊辰戦史』(井田書店、一九四一年、五〇八頁)。
- (14) 『簿曆』(引用者は未確認)には「(慶応四年四月一日)、山川大蔵君、御使に來られ候由、右は鑄金の事のよしなりと、御薬園において、旧幕府の外交担当老中で唐津藩世子の小笠原長行公と大蔵が貨幣鑄造の相談をしている。会津藩は戦費調達のため、苦肉の策として百二十万両を鑄造し、金銀供出者へ貨幣として半分返し、残り六十万両を軍費とした」(石田明夫「会津の華は凜として―新島八重の生涯―」21 八重と西出丸と貨幣)、『福島民友新聞』二〇一二年八月十九日付)とされる。
- (15) 佐藤泰「にしあいづ物語一〇〇選その8 上野尻埋蔵金伝説」(『広報にしあいづ』第七一〇号、二〇一七年十二月)。
- (16) 古くは、葛西富夫『斗南藩興亡記』(下北史談会、一九六六年)、近年では、『斗南藩―「朝敵」会津藩士たちの苦難と再起』(中公新書、二〇一八年)を参照のこと。なお葛西氏は斗南藩の歴史、近代から現代に至る会津人の心や営みを広く社会に紹介、多くの著書を上梓している。
- (17) 前掲、石田昭夫「会津の華は凜として―新島八重の生涯―」21 八重と西出丸と貨幣」。
- (18) 関東学院大初代院長を務めた坂田佑は、日向内記の孫である(坂田祐『恩寵の生涯』(待晨堂、一九六六年、新編、一九七六年)を参照のこと)。
- (19) 「明治元年十一月十七日〔示達状〕」野沢民政局より両野尻村・徳沢村宛 皇国一円金札通用の布告(福島県西会津町上野尻・石本雄也家文書『西会津町史 第5巻(上) 近現代史料』二〇〇七年) 所収。
- (20) 「明治二年二月十六日〔覚〕」福島県西会津町上野尻・石本雄也家文書(前掲『西会津町史 第5巻(上) 近現代史料』) 所収。
- (21) 「明治(二)年五月五日 金札通用触達書」福島県西会津町上野尻・石本雄也家文書(前掲『西会津町史 第5巻(上) 近現代史料』) 所収。
- (22) 「明治二年 贖金関係綴」福島県喜多方市小田付・五十嵐サダ家文書。
- (23) 「明治(三)年三月十五日 見舞状」福島県西会津町上野尻・石本雄也家文書では、西光葬舎(西光寺)より石本太郎に常楽寺東側奥に設置された野沢徒刑屯所(御四方・岩原伴九郎)に閉居の太十郎に樽料差し入れられ、「明治(三)年三月二十五日 見舞状」福島県西会津町上野尻・石本雄也家文書(前掲『西会津町史 第5巻(上) 近現代史料』) 所収では、五十嵐春庵より石本多重(太十)郎、丸屋(下野尻村・佐藤か)八三

郎の兩名に、この度の鬱気開きのため酒と卵を送る旨が記されている。ここに登場する野沢本町村の医師・五十嵐春庵の息子が、野沢原町村の渡部思齋の門下生で、渡部鼎や石川暎作とともに横浜の高島嘉右衛門が運営する英学校（藍謝堂）に学んだ五十嵐春甫である（『郵便報知新聞』明治六年十一月七日、『同』明治七年三月四日、『同』明治七年六月一八日）を参照のこと。

(24) 『明治』(三) 年閏一〇年一六日(入者の薬代納入) 福島県西会津町野沢原町・丹藤庄樹家文書。

(25) 『布告綴』福島県西会津町中町・波多野恵美子家文書(前掲『西会津町史』第5巻(上) 近現代史料) 所収。

(26) 『布告綴』福島県西会津町真ヶ沢・矢部勝義家文書(前掲『西会津町史』第5巻(上) 近現代史料) 所収。

(27) 『故岡谷繁実君の戦争後の会津に関する実歴談』(『史談会速記録』第一〇四輯、一九二〇年六月)。

(28) 『公文録』若松県 明治二年二月 国立公文書館蔵。

(29) 『公文録』若松県 明治三年六月 国立公文書館蔵。

(30) 当時の会津藩士がおかれた状況については、星亮一編『荒川勝茂 明治日誌』(新人物往来社、一九九二年)、その要約として星亮一『敗者の維新史 会津藩士荒川勝茂の日記』(中公新書、一九九〇年)を参照のこと。

(31) 吉岡良太夫「明治二年若松紀行」。吉岡は、「咸臨丸」で太平洋をわたり、帰国後は、神奈川奉行支配定番役頭取締・新番・長崎奉行支配組頭・大阪町奉行支配組頭・別手組頭取締と、様々な役を務めあげたが、部下の罪を被り明治三年に斬罪となった(吉岡良太夫著・小島長蔵編『吉岡良太夫小伝』秀英社、国立国会図書館デジタルコレクション、一九一九年、増訂版、一九三三年、二三頁)の「八奥羽旅行」を参照のこと。

(32) 『贋金製造ニ付処分ノ儀伺』『公文録』明治元年 第二十八巻 己巳 各県公文四(若松県) 太政官、明治三年六月。「若松県贋金製造ノ徒律ニ照シ即決ヲ許ス」(明治三年六月)「若松懸ニ於テ贋金贋札製造ノ罪徒非常ノ多数既ニ兵乱後千二百五十人餘ニ及ヒ」国立公文書館『太政類典草稿・第一編・慶応三年〜明治四年・第二百二十五巻・治罪・行刑七』を参照のこと。

(33) 「久保村文四郎履歴」(『新資格以下』福井県立図書館寄託・松平文庫蔵)によれば福井藩下級武士(徒士目付)であり、当初は中吉と名のついている。

(34) 前掲「明治初年の民衆運動―会津地方笈川組を事例として―」を参照のこと。

(35) 『旧若松県史稿』国立公文書館及び福島県立図書館所蔵。

(36) 『明治三年二月 贋金造り自訴状と肝煎調書及び刑法局の出頭令状』福島県喜多方市・長谷沼守家文書(前掲『西会津町史』第5巻(上) 近現代史料) 所収。

(37) 小清水分肝煎だけではなく、本村である高目村肝煎である長谷川権三郎(のち兵三郎)は、野口英世の伝記のなかで、渡部鼎の会陽病院において野口清作をいじめる役で登場する長谷沼兵作(のち票策と改名)の実父である(拙稿「野口英世の敵役『長谷沼票策』再考」『長浜通信』第十二号、野口英世細菌検査室保存会)を参照のこと。

(38) 長井純一『河野広中』(吉川弘文館、二〇〇九年)及び拙著『日本史リブレット人79 河野広中と田中正造』(山川出版社、近刊)を参照のこと。

(39) 奇想天外な作風でしられた作家・山田風太郎氏の作品の中で所謂「明治物」の代表作に『警視庁草紙(上・下)』(河出文庫・ちくま文庫)がある。この作品は、明治初年を舞台に「隅のご隠居」と呼ばれる元幕府町奉行駒井相模守と元同心千羽兵四郎が明治新政府の警察庁の川路大警視や元新選組隊士・仙台藩出身者の巡查達と暗殺や謀殺や讐などいろいろな事件に巻き込まれる内容である。同書に登場する永岡久茂(敬次郎)は思案橋事件の巨魁であり、「皇女の馬車」の章を飾る紙幣の判型は、彼らが狙う明治通宝すなわちゲルマン札の銅判型である。また同氏の『幻燈辻馬車(上・下)』(河出文庫・ちくま文庫)は、会津で同心を勤めていた干潟干兵衛が、西南の役で戦死した息子の忘れ形見を乗せて辻馬車屋を営んでいるなかで、高田事件に関わる赤井景昭らの自由党とかかわり、警視庁の密偵や会津を惨々な状況にしつつある三島通庸県令の手下らとやりあう羽目になってしまうというストーリーである。さらに、西野辰吉『秩父困民党』(東方出版社、一九六八年)では、秩父事件勃発前の秩父地方では、会津の贖金が流通し、経済を混乱させていたことが語られている。